資料

地域未来戦略及び地方分権改革の推進について

令和８年１０月２０日
地 方 六 団 体

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響や米国の通商政策の動向などを注視する必要がある。このような中、地方財政においては、頻発する自然災害からの復旧・復興をはじめ、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生・地域未来戦略の推進、こども・子育て政策の強化、国土強靭化など、重要課題に対応するための財政需要の更なる増加も見込まれる。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- □　地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実等
- □　当面の経済対策等について
- □　若者・女性が暮らしやすい社会づくりなど人口戦略の総合的な推進
- □　地方創生・地域未来戦略の推進
- □　こども・子育て政策の強化
- □　デジタル化の推進
- □　脱炭素社会の実現に向けた取組
- □　防災・減災対策の推進と強靭な国土づくり
- □　感染症危機に備えるワンヘルスの取組、家畜防疫・危険鳥獣対策の推進
- □　持続可能な社会保障の基盤づくり
- □　次世代を担う「人への投資」
- □　地方自治・民主主義の確立に向けた取組
- □　地方分権改革の着実な推進
- □　多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進
- □　地方税財源の確保・充実

□　地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実等

○　社会保障関係費の増加に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で、公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、各人事委員会勧告を踏まえた給与改定等への対応、金利上昇の影響といった避けることのできない歳出の増加が見込まれる。これらに加えて、地方が責任を持って地方創生・地域未来戦略の推進、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靭化、インフラ・公共施設の老朽化対策などの重要課題に対応しつつ、発注における適切な価格転嫁を行い、安定的な行政サービスを提供していくため、経済・物価動向等を適切に反映し、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、必要となる地方交付税等の一般財源について増額確保し、充実すること。

特に、公共事業や施設管理・行政サービス等の公的需要は、GDP 全体の約 1/4 を占め、地方部ほどその割合が高くなる傾向にあることから、全国的に物価高が継続する中にあって、公的需要における価格転嫁が行われなければ、地域経済の縮小・衰退は免れない。地域経済の好循環、民間企業の賃上げの実現のためには、地方における官公需の価格転嫁が急務であり、地方がこれを確実に実施するために必要となる一般財源を増額確保すること。

また、骨太方針 2026 において、補正予算については真に緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する方針が示されている。これは民間事業者や地方自治体の予見可能性の確保に資するものであるが、その実施に当たっては、地方の財政運営と円滑な事業執行に支障が生じることのないよう、必要十分な地方財政措置を講じること。

○　地方税は住民生活に欠かせない様々な行政サービスを行う上で最も重要な財源であり、減税議論も含めた税体系のあり方については、社会保障制度における財源確保の点も踏まえつつ、地方交付税の原資も含め、地方財政への影響等に対し十分配慮すること。

○　地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

○　今後、国税収入・地方税収入や地方負担の状況等によって財政収支に大幅な不足が生じる場合には、地方交付税の法定率の引上げを行い、安定的に交付税総額を確保することで、臨時財政対策債に頼らない財政運営の確

立を図ること。
　併せて、特例的な債務である交付税特別会計借入金及び臨時財政対策債の残高の確実な縮減を図ること。

○　各地方公共団体において、地域未来戦略に基づく産業クラスターの形成に向けた大規模な公共インフラ投資を行うとともに、引き続き各種公共施設等の老朽化対策や強靭化といった取組を進めるための長期資金の需要が増加する一方で、不安定な金利動向を背景として資本市場から調達できる資金年限の短期化が進んでいることを踏まえ、国の責任として、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった公的資金について、地方公共団体からのニーズに十分応えられるよう、適切な規模を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

○　国庫補助金等については地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。

□　当面の経済対策等について

○　現下の物価高騰等に対応するため、地方自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、原油価格高騰をはじめとする原材料・エネルギーコスト増が地域経済へ及ぼす影響など今後の経済状況を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

○　中東情勢の影響などにより、原油等のエネルギー資源の安定供給に係るリスクが高まっていることから、調達先の多角化や備蓄の機動的活用、流通の円滑化など、エネルギーの安定供給に向けた対策を一層強化すること。

○　持続的な賃上げの実現に向け、中小企業の生産性向上や適切な価格転嫁の定着化、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策を強化すること。
　特に、中小企業が最低賃金の大幅な引上げに対応できるよう、国の責任において十分な支援措置を講じること。

○　公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うこと。

□若者・女性が暮らしやすい社会づくりなど人口戦略の総合的な推進

○　我が国において人口減少問題は最大の問題であり、その構造的課題の解決に向けて、産学官民一致協力し国を挙げて対策を講じていかなければならない。そのため、若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現することが重要であり、人口流出に歯止めをかけ地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のないナショナルスタンダードとしての子ども・子育て支援等による自然減対策、人口減少下でも住み続けられる豊かで持続可能な地域づくり、の三つを柱に、人口減少対策を総合的に推進する「人口戦略本部」において真に実効ある政策を再構築すること。とりわけ若者・女性の意見を取り入れながら、地方や有識者等による戦略会議の場を設けるなど、十分なコミュニケーションの下、適切な役割分担により、人口減少対策を財源措置も含め、強力かつ総合的に推進すること。

○　人口戦略を実効あるものとするため、これまでの少子化の原因と政策の効果について客観的なデータに基づき分析・検証を行い、実情を踏まえ効果的な対策を講じることが重要である。このため、政府の統轄のもと社会減・自然減などの解決に向けて専門家や実務者も交え分析・検証をする場を設け、人口戦略の円滑な推進を図ること。

○　地域における社会減対策や保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換、持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国・地方のみならず、民間企業をはじめ様々な主体、国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、希望ある未来へと繋がる筋道である。そのため、経済界、労働界、地方自治体、関係団体、有識者、若者世代などが参画し設立された「未来を選択する会議」などと緊密に連携して、広く国民各界各層が一丸となった国民的運動を展開すること。

○　ふるさと住民登録制度の本格運用に向け、国において、制度趣旨等の国民への周知啓発を行うとともに、登録・管理のためのシステムは、登録者及び地方自治体双方が利用しやすいものとすること。また、同様の取組を先行して実施している地方自治体もあることから、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮するとともに、地方自治体が行う登録を促進するための情報発信や登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、

十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。例えば、地域の担い手としてより期待できるプレミアム登録者が登録地に移動しやすくなるよう、その交通費等の支援について、ふるさと納税制度の活用も含めて必要な税財政措置について検討すること。

□　地方創生・地域未来戦略の推進

○　真の地方創生の実現に向け、関係府省庁が一丸となり、政府が目指す強い経済の実現に向けた地域未来戦略を迅速かつ着実に推進し、地方の大きな伸びしろを活かし日本全体の成長を図ることが重要である。推進に当たっては、産業クラスター内企業を支えるサプライチェーンが必ずしもクラスター内のみに存在しているわけではない現状を鑑み、クラスター内の支援にとどまらず、全国に広がるサプライチェーン全体を見据えた支援を行うこと。

とりわけ、「強い経済」の実現に向け、地域経済の持続的成長を支える人材の確保・育成を地域未来戦略の中核的課題に位置付け、高校教育改革と連動した理系・デジタル分野の人材の育成、高専の設置促進、大学の機能強化などの構造改革に取り組むこと。あわせて、将来的な就業構造を見据えたリスキリングや能力開発支援のほか、地方の多様な現場を活かした人材還流・移住を伴う広域的な人材循環の推進に取り組むなど、地方の成長を支える人材戦略を国家戦略として強力に推進すること。

また、これまでの地方創生施策についても、ナショナルスタンダードの観点から全国一律に行うべき子ども・子育て等の支援は国が責任をもって行った上で、各地域の自主性と創意工夫に基づいた未来の成長の糧となる地方の優れた取組を徹底的に支援するとともに、その普遍化を推進し、成果をそれぞれの地域において実現できるよう十分な支援を実施すること。加えて、今後のＡＩトランスフォーメーション社会（ＡＸ社会）への転換に向けた地方におけるデジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保を強力に進め、地域間のデジタル格差是正に努めること。

さらに、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランに基づく取組に加えて、これまでの地方創生施策を推進するために必要な地域未来交付金の拡充とともに、地域未来交付金等を補完し、多様な地域課題に迅速・柔軟に対応するために創設される地域未来推進費を含む新たな財政措置についても十分な予算を確保すること。

○　過度な東京一極集中を是正するため、若者や女性を含めて誰もが自ら選んだ地方で住み続けられるようにすることが重要であることから、若年者の正規雇用の促進や持続的な賃金上昇に向けた環境整備、短時間正社員な

ど多様な正社員制度の導入、働き方の見直しや男性が家事・育児を担う社会全体での「共育て」の推進、兼業・副業の促進、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の意識変革など、男女を問わず若者が結婚や妊娠・出産・子育てなど、未来に希望を持てる機運醸成や環境整備を図ること。

○　大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点から、政府関係機関の地方移転や企業の地方分散など、経済機能や雇用機会の大都市部への過度な偏在を是正するための地方移転を着実に進めること。

○　農山漁村地域に多様な関わりをもつ「関係人口」の拡大に向けた取組を通じた田園回帰の促進により、都市と農山漁村が共生する社会を実現すること。

○　都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、積極的に支援すること。

○　地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」に加え、地域ごとの産業クラスターを形成・拡充するための大規模な投資や研究開発の推進に向け令和８年度に創設された「地域未来基金費」については、地方創生・地域未来戦略の取組に必要な経費であるため、大幅に拡充し、継続すること。

○　地方創生に不可欠な高規格道路の未整備区間解消、暫定２車線区間の４車線化を推進すること。

　リニア中央新幹線及び整備新幹線については、整備促進と早期開業の実現を図ること。また、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への 2020 年代の格上げや国家プロジェクトとしての位置付けの明確化、新たな整備財源の確保に取り組むとともに、整備に伴って生じる地方負担の軽減を図ること。さらに、幹線鉄道においては、地域の実情に応じた高機能化や高速化、代替機能を発揮する鉄道のネットワーク化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。そのため、必要な財源確保の方策も含めて調査・検討を行い、鉄道施設の整備に対する支援制度を創設すること。

○　地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス・タクシー運転手や鉄道運転士、船員不足の解消を図るため、人材確保や処遇改善に対する支援など抜本的な対策を講じるとともに、交通空白の解消に向けて、自動運転や空飛ぶクルマなどの新たな技術の導入や規制緩和などを行いながら、地域の交通資源等を最大限活用した持続可能で多様な移動手段を継続的に確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。離島航路・航空路についても、離島の地理的条件や自然的条件を考慮し、必要かつ十分な支援を行うこと。特に、船舶更新に対する地方自治体の財政負担に対して、更なる地方財政措置を講じるなど、支援の充実等の対策を講じること。

○　国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、まずは国の責任において議論の上、早期に方向性を示すこと。また、地域鉄道の安全輸送の確保に加え、利便性向上や利用促進、沿線活性化、被災鉄道の早期復旧のため、鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

○　世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源をいかした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。

○　インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立を図るため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策を一層強化する観点から、過度の混雑やマナー違反対策等に取り組むこと。また、地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実を図るため、伝統的酒造りや温泉文化、神楽など、それぞれの地方が持つ歴史、文化、自然、食、スポーツ等の資源を活かした魅力ある新たな観光資源・文化資源の発掘・磨き上げの取組や誘客プロモーションの支援を行うこと。

○　国内交流の拡大を図るため、ワーケーションやラーケーションの促進等による旅行需要の平準化等に取り組むとともに、パスポート取得の促進など、双方向の交流拡大に向けたアウトバウンド推進のための支援を行うこと。

○　観光地・観光産業の強靭化に向け、宿泊施設・観光施設の整備促進や高付加価値な旅行商品の造成、観光ＤＸの推進、観光産業の外国人材活用などによる総合的な人手不足対策、通訳ガイドの充実・強化等の取組に対する支援を行うこと。

○　国際観光旅客税については、ＤＭＯの機能強化を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

○　令和６年能登半島地震や令和８年熊本地震、全国各地で頻発する豪雨災害などの被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、地域資源を活用したコンテンツ造成や情報発信・プロモーションへの支援を進めること。

○　米国の関税措置については、今後も米国の政策動向を注視し、万全の対策を講じること。また、機会を捉えて関税・課徴金等の貿易措置の見直しを粘り強く求めること。

　さらに、関税措置による産業全般に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対するきめ細かい支援策を講じること。

　特に、経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や適切な価格転嫁の実現に向けた取引適正化対策等を講じること。

○　ＣＰＴＰＰ協定、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、日英ＥＰＡ及びＲＣＥＰ協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、交渉を開始することが発表された日・メルコスールＥＰＡを含め、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

○　持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、農業の構造転換を集中的に推進するために必要な予算を十分に確保すること。

○　農業の持続的な発展を図り、国民への食料の安定供給を確保するため多様な農業人材の確保・育成に早急に取り組むとともに、農業の収益性の改善など安定した所得を確保した上で、農業従事者が安心して営農を継続できる具体的な対策を講じること。

○　農地の貸借が「農地中間管理機構（農地バンク）」を介した手続きに統一されたことに伴い、事務手続きの煩雑化や手続きにかかる期間の長期化が課題となっていることから、農地の円滑な貸借に支障が生じることのないよう対策を講じること。

○　改正農振法の施行に伴う農用地区域からの除外抑制の措置の運用に当たっては、地域において進めている土地利用計画等を過度に阻害し、現場に混乱が生じることのないよう十分配慮すること。

○　米の安定供給や生産者の所得確保を図るため、需給調整については、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、全国・各産地において、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、実効性のある対策を講じること。また、米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と消費者が購入しやすい価格に十分に配慮した実効性のある対策を講じること。加えて、米価の下落や生産資材価格の高騰が、農業経営に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、農業者が安心して営農を継続できるよう、収入保険制度等の充実・強化を含め、実効性のある経営安定対策を講じること。

○　主食用米の消費喚起に加え、米粉用米や輸出用米などの需要拡大対策を一層推進すること。また、備蓄制度について、適正な備蓄水準を早期に回復し、備蓄米が持つ役割が十分果たせるよう適切かつ効果的な運営を行うこと。

○　水田政策の見直しに当たっては、収量の増加が確実に手取りの増加につながる仕組みにするとともに、主食用米の価格動向を踏まえ、主食用米を含めた多様な用途の米生産において、現行以上の支援水準とし、再生産可能な所得を確保できるよう、十分な支援内容とすること。併せて、支援対象を畑に拡大することに伴う財源を十分に確保すること。

○　目標地図を含む地域計画の変更に伴う事務や経費の増加が見込まれるた

め、人的・財政的支援等の必要な措置を継続すること。

○　中山間地域等直接支払制度の見直しについては、単価の引き上げ等、生産現場の意向を踏まえることや、地方自治体の財政負担や事務負担等の軽減を図ること。

○　原子力発電所事故やＡＬＰＳ処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、影響を受ける輸出に関わる事業者の損失に対して、国が全責任をもって対応すること。また、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。

○　「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」で示された施策を確実に実施するとともに、生活支援や日本語教育等、外国人の受入環境整備と地方自治体への永続的な財源措置を行うこと。

○　孤独・孤立対策については、包括的に支援することが可能となるよう、重点計画に示されている電話・ＳＮＳを活用した相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、地域社会を支える支援団体に対する支援の充実を図るとともに、地域の実情に応じた取組を支援するため、孤独・孤立対策推進交付金などの財源確保と財政支援の拡充を図ること。

○　ＮＨＫの令和８年度収支予算等に付された総務大臣意見を踏まえて、今後、ＮＨＫが実施する受信契約制度の見直しにおいて、事業所等を対象とした契約単位のあり方や、災害対応の用に供される車両及び施設等に係る受信料の支払い免除制度の導入について、現場の実態に即した内容となるよう、ＮＨＫに対して適切に助言・指導を行うこと。

□　こども・子育て政策の強化

○　「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども関連政策を円滑・強力に推進するとともに、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。また、こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、長期的・

安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

○　「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

○　子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧かつ継続的な周知広報を行うこと。また、加速化プランを支える安定的な財源の確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。

○　こども政策ＤＸの推進に係る具体的な情報を早期に提示し、地方自治体が円滑に実施できるよう支援策を講じるとともに、必要な財源を確実に確保すること。また、費用負担に係る全体像を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担が生じないようにすること。

○　こども・子育ての基本となるべき施策については、地域間格差が生じることのないようナショナルスタンダードの観点を踏まえ、子ども政策に関する国と地方の協議の場等において、具体的な検討を行うこと。

多様な保育サービスの拡充、こどもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の無償化の制度改善、認可外保育施設の質の確保・向上等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の見直しにあたっては、少子化対策に係る取組が後退しないよう検討を行うこと。

なお、０～２歳を含む幼児教育・保育の支援については、地域の実情を考慮し、受入れに必要となる施設や担い手の確保、費用負担等の課題を踏まえ十分に検討すること。

○　保育士の職員配置基準の改善に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、各地方自治体が円滑に取り組める制度にすること。

○　こども誰でも通園制度については、制度の運用状況を検証し、地方の実情を十分に踏まえ、制度を安定的に運用できるよう、継続的に検討を行うとともに、事業運営に必要な財政措置を講じること。

○　こども性暴力防止法の施行に向け、学校設置者等が安全確保措置等の準備を円滑に進められるよう、具体的な情報を早期に提供するとともに、専門家や外部機関の確保・連携について、財政措置を含めた支援を講じること。
　また、制度を実効性あるものとするため、制度の趣旨等を広く周知すること。

○　他産業と遜色のない水準への保育士等の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃などを講じること。なお、保育士等の処遇改善に係る公定価格の見直しに当たっては、引き上げ分が確実に職員の処遇改善につながるよう丁寧な周知等を行うこと。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、地域子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

○　公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、人材の確保に影響が出ないよう、適切な措置を講じること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。

○　就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金、学校施設環境改善交付金について、各地方自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。

○　保育対策総合支援事業費補助金等について、事業に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。

○　放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

○　不妊・不育症治療等については、一部保険適用されているが、希望者が経済的負担を理由に諦めることのないよう、支援の充実を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。

○　産後の母親が一時的に育児から離れ、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業や、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。また、住む地域等に関係なく、妊産婦や新生児、乳幼児の命、健康が等しく守られるよう、相談支援や検査・健診をどの地方自治体でも実施することができる制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

○　教育支援センターやＮＰＯ、フリースクールなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。また、教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

○　ヤングケアラーの支援を推進していくため、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。

○　改正児童福祉法等に基づく虐待対応の強化に向け、地方自治体や児童相談所等の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の確保・育成・定着支援や関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。

○　こどもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育や生活、保護者に対する就労等への支援について、地方と一体となって加速・充実すること。あわせて、物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。

○　母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援などを図ること。

○　こどもの自殺対策を効果的に講じるため、こどもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、体制整備や研修の充実など必要な技術的支援及び財政措置等を図ること。

○　多様な働き方や妊娠・子育て等と仕事の両立に向けた仕組みづくりを促進するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産・子育てできるよう、休業期間中の経済支援制度を充実すること。

口　デジタル化の推進

○　地方自治体の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、特定移行支援システム及び一部機能の経過措置の必要性が認められたシステムの移行に要する経費のほか、各地方自治体の個別事情等を踏まえ、関連システムの改修をはじめ移行に関連する全ての経費を対象とすること。

　また、移行後、制度改正等に伴ってシステムの改修が必要となった場合についても、国の責任において適切に財政措置を行うこと。

○　標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費等については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和６年１２月閣議決定）を踏まえ、引き続き、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、ガバメントクラウド利用料の負担抑制など必要な措置を講じること。

　その上で、運用経費が移行前よりも増加する部分については、国の責任において「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」等により地方自治体に負担が生じないよう確実に財政措置を行うとともに、運用開始するすべての地方自治体が活用できるよう財政的支援を継続すること。

○　光ファイバ、５Ｇ等のデジタル基盤の整備については、過疎地域等をはじめとする未整備地域を解消できるよう、国の整備計画に基づき、着実な推進を図るとともに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線の活用のための設備導入等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

　また、５Ｇについては、非居住地域も含め、通信環境の確保が必要な地域において、都市部に遅れることなく、基地局等の整備を促進するとともに、サブ６等の新技術が利用可能なエリアの拡大等、５Ｇの特長を活かした高品質な通信サービスの普及拡大に向けたインフラ整備を促進するこ

と。

○　マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国において、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等、安心してサービスを利用できる環境を構築するとともに、マイナンバーの紐づけ誤りに関する総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底し、関係者が一体となったチェック体制の構築や正確かつ適正な情報の紐付けがなされる仕組みを構築すること。

○　マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。また、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続について、手続可能な場所の拡充及びオンラインによる更新の実現を図るとともに、更新の必要性を周知すること。さらに、カードの利便性向上に向けて、各種免許証等との一体化などの取組について、着実に推進すること。

○　戸籍等への氏名の振り仮名記載対応について、国民への周知を引き続き行うこと。
　また、地方自治体において発生する当該事業に係る必要な経費を確実に全額負担すること。

○　行政におけるＡＸ／ＤＸを推進し、財政的支援の充実を図ること。とりわけ地方においてはデジタル人材の不足が喫緊の課題であることから、令和９年度以降の目標設定に当たっては、ＡＸ／ＤＸを担うデジタル人材の急速な需要増や産業構造の変化も見据えた中長期的視点に立ち、国において、人材不足の解消と都市部からの人材還流促進の取組を強化し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

○　誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

○　デジタル・ガバメントの構築に向けては、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報

セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
　また、攻撃者がＡＩを使った高度なサイバー攻撃を行う危険性が急速に増大していることを踏まえ、地方自治体における高度なセキュリティ基盤や専門的サービスの提供などは、国が主導して積極的な支援を行うこと。

○　令和７年度に創設されたデジタル活用推進事業債について、地方の取組状況等を踏まえて拡充を図ること。

○　デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、地方自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえ、各府省庁が業務見直しとシステム構築を行う必要があることから、国と地方が一体となって取組が進められるよう、地方自治体の意見を丁寧に聞き、反映させること。
　また、各分野におけるデジタル実装に向けた規制・制度見直しについても、地方の意見を反映させること。

○　デジタル空間における情報流通の諸課題への対応については、依然として違法・有害情報等の流通は深刻な状況であることから、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対応に加え、早期に更なる対策を実施すること。
　また、情報を正しく理解、評価するとともに安全に活用することができるよう、情報リテラシー・モラル教育や啓発活動を強化すること。
　加えて、ディープフェイクによるなりすまし広告詐欺も拡大しており、消費者被害の防止が喫緊の課題であることから、現行法に基づく取締り等の徹底や、オンライン詐欺対策の強化を図るとともに、ＡＩ生成物に関する規制についても検討を進めること。

○　地方自治法第 99 条に基づき地方議会が可決した意見書について、各省庁においては、オンラインによる受理体制の整備を進めること。なお、既に受理体制が整備されている省庁においては、その旨の周知を積極的に行うこと。

□　脱炭素社会の実現に向けた取組

○　地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係

主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。

○　「地域脱炭素推進交付金」については、すでに計画が採択されている地方自治体の取組の確実な実施・深化やその他の地域における脱炭素に向けた取組の推進が図られるよう、地域の実情を踏まえた柔軟な活用ができる制度とするとともに、必要かつ十分な予算措置を講じること。加えて、本年５月に環境省が取りまとめた「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」に基づく新たな支援策については、より多くの地方自治体が積極的に取り組み、計画から完遂まで着実に事業を推進できるよう、必要な技術的支援を継続して講じるとともに所要の財源を安定的に確保すること。

○　再生可能エネルギーの主力電源化に向け、地域の理解と共生を図りながら導入を強力に促進するとともに、地域間融通できる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に図ること。また、太陽光発電等について発電設備の導入から管理、廃棄、リサイクルまで適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映し、制度の充実・改善を図ること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないよう万全の措置を講じること。

○　住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。

○　災害時の公共施設のエネルギー確保に資するため、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入の推進に対する支援については、第１次国土強靭化実施中期計画に基づき定められた目標の達成に向け、事業を継続するとともに、更なる拡充を目指すこと。

○　将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、ＥＶ、ＦＣＶ、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。

○　一般廃棄物処理施設の更新需要の集中が想定される中、老朽化した廃棄

物処理施設の更新は脱炭素化にも資するため、計画的な施設整備に必要となる循環型社会形成推進交付金等については、所要の財源を確保すること。

□　防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

○　東日本大震災からの復旧・復興事業が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、ＡＬＰＳ処理水に係る風評をはじめ、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力に推進すること。

○　令和６年能登半島地震について、国は、被災自治体と連携して、被災地の復旧復興、被災者の生活再建を、人材面、財政面から強力に支援すること。

○　令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨など全国各地で頻発する大規模災害からの早期復旧・復興を成し遂げるため、人的・財政的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。

○　切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震など、国難レベルの大規模地震や、頻発化・激甚化する大規模な風水害など、いつ起きてもおかしくない災害への対応は喫緊の課題であることから、近年の大規模災害への対応や課題の検証結果を踏まえて、災害対策の強化を図ること。

○　近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。

○　インフラの老朽化が加速度的に進行する中、予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた老朽化対策を図るため、地方自治体の実情に応じて、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やＤＸ技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

　特に、上下水道については、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図るための財政支援を講じること。

○　宅地造成及び特定盛土等規制法の運用について、地方自治体が行うパトロールなど、違法性や危険性の疑いのある盛土等の早期発見につながる取組や、発見した場合の緊急対応や行政処分などが適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

○　国土強靱化の計画的な取組に必要な予算については、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。

○　「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の取組について計画的かつ更なる加速化・深化を図るため、労務費や資材価格、中東情勢の不安定化による原油価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を通常予算とは別枠で確保すること。

○　「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、国土強靱化に資するため、引き続き対象事業を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。

○　令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」について、期間を延長するとともに、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を行うほか、引き続き、十分な財源を確保すること。

○　大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。

○　「流域治水」の考え方に基づき、水害・土砂災害対策の強化に向け、堤防整備、ダム建設・再生、砂防施設整備等への財政支援の拡充を図ること。また、適時的確な避難指示等の発令に資する危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、新たな技術を活用した防災情報の高度化、災害リスクの高い土地の利用規制や安全な土地への移転誘導などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

○　地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援

措置を講じること。

○　巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動に当たることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。

○　被災者生活再建支援制度について、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とするとともに、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。

□感染症危機に備えるワンヘルスの取組、家畜防疫・危険鳥獣対策の推進

○　新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザ、ＳＦＴＳ(重症熱性血小板減少症候群)など、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症等に備えるため、人と動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという「ワンヘルス」の理念について広く普及啓発を図るとともに、関係機関との連携推進等の取組を強化すること。

○　豚熱について、より適切なワクチンの接種方法を引き続き検討するとともに、農場の飼養衛生管理向上や発生時における財政支援の拡充、発生農家の再生に向けた支援策の充実などを行うこと。また、野生いのしし対策については、捕獲や経口ワクチン散布、豚熱の検査に必要な予算を確保すること。

○　アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、早期封じ込めのための必要資材の備蓄の強化や連携体制の構築を進めること。加えて、死亡した野生いのししを効果的に捜索する探知犬の導入を検討すること。

○　高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。

○　「クマ被害対策パッケージ」で示された事業を着実に実施すること。
　また、「クマ被害対策ロードマップ」に基づき、人の生活圏への出没防止、個体数管理の強化等の施策を一体的に推進することにより、クマ出没時の対応体制を確立し、人とクマのすみわけを実現すること。その際、地方自

治体に対する十分な財政措置及び人的支援を講じること。

□　持続可能な社会保障の基盤づくり

○　被用者保険の適用範囲の拡大の検討に当たっては、国民健康保険の財政や保険者機能に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、今後も安定的で持続可能な制度となるよう国民健康保険制度の将来像や十分な支援等についても併せて検討すること。

○　国民健康保険制度については、平成 27 年１月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援を確実に行うとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。

○　国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担う「保険者努力支援制度」を有効に活用し、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。

○　分娩費及び出産時一時金等の創設に当たり、出産を望む当事者や医療機関、地方の実情を反映するとともに、地域の周産期医療体制と医療保険財政とのバランスを考慮し、適切な分娩費等を設定すること。また、現行制度との併存に伴う現場の混乱を避けるため、具体的な運用方法を早期に詳しく説明するとともに、地方に過度の負担が生じないよう、準備期間を確保し、国において十分な財政措置を確実に行うこと。

○　高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げにつながる制度見直しは行わないこと。

○　生活保護受給者の国保等への加入については、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国において、日本国憲法第 25 条に定める責任を果たすこと。

○　医療分野におけるＤＸ推進の柱である国保総合システムの開発や運用に伴う費用については、財政が脆弱である国保保険者に追加的な負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

○　後期高齢者医療制度における保険料等への金融所得の勘案について、被保険者の納得が得られるよう、国の責任において、十分な説明を行うとともに、法改正により新たに必要となるシステムの開発及び運用など業務に必要となる費用については、国において必要な財政措置を講じること。

○　「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、地域の実情や意見を踏まえながら、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の一層の推進等を図るため、保険者が実施する介護予防事業の充実に資するよう、必要な予算を確実に確保すること。

○　次期介護保険制度の改正の検討に当たっては、中山間・人口減少地域の実情を踏まえ、今後も事業者によるサービス提供体制の維持が図られるよう適切な措置を講じること。

　また、「特定地域サービス」の新設や「特定地域居宅サービス等事業」の創設が検討されているが、具体的な制度設計を行うに当たっては、当該地域の市町村にとって現実的な選択肢となるよう、関係者の意見を踏まえるとともに、地域の実情を十分に勘案した上で、丁寧かつきめ細かな検討を行うこと。

○　医療、介護、保育、障害福祉などの現場で働く職員の収入については、確実な引上げにつながるよう、適切に制度設計すること。また、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において、十分な財源の確保も含め、引き続き必要な措置を講じること。なお、令和６年人事院勧告を踏まえた地域区分等の見直しを行う場合は、人材の確保に支障が出ないよう、適切な措置を講じること。

○　介護職員の確保・定着に向けて、今後も継続して処遇改善等の介護報酬の内容について検証及び見直しを行うなど、安定した介護サービスを持続的に提供していくために必要な措置を講じること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。

○　介護予防・日常生活支援総合事業について、地域の実情に応じ事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な予算を確保するとともに、上限額の設定については、適切な見直しを行うこと。

○　新たな地域医療構想については、構想の内容が入院医療に加え、外来・在宅、介護との連携や精神医療など将来の医療提供体制全体の構想となり、これまで以上に丁寧な協議プロセスが必要となることから、全国一律で分析すべき横断的データを国で一括管理し、都道府県に提供するなど技術的支援を行うこと。また、構想の策定・取組に対して各種支援体制の確保、地方自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるとともに、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な財政的支援を行うこと。

○　中東情勢が依然として不安定な状況にある中、光熱費及び輸送費等の高騰のみならず、診療・サービスに不可欠な医療機器等の長期的な供給、流通への影響が懸念されることから、関係省庁が連携し医薬品、医療機器及び医療・衛生物資等の安定した供給体制の構築に万全を期すとともに、医療・介護・障害福祉サービスの提供が停滞することのないよう必要な対応を行うこと。

○　地域医療介護総合確保基金については、地方の意向を十分に踏まえた配分とするとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。

○　「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の抜本的な解消に向けた更なる対策及び財政措置を講じること。なお、医師手当拠出金等の算定及び医師手当事業実施に向けた制度設計に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえること。

○　中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やＩＣＴを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。

○　医療機関、介護施設、保育施設及び障害者福祉施設等は、公定価格により運営されており物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、経営に甚大な影響を及ぼしている。令和８年度診療報酬改定等により経営の改善や従事者の処遇改善に向けた措置が実施されることになったが、今後も物価や賃金の急激な上昇に際しては、適時適切な見直しを行うとともに、安定的な経営に資する対策を迅速に講じること。

○　物価高や賃上げの影響等により、厳しい経営環境にある公立病院について、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すること。

○　医療・介護ＤＸについては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提示するとともに、地方自治体や医療機関・介護事業所等の推進体制や進捗状況等を十分に踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

○　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度については、地方の意見を十分踏まえ、社会情勢の変化に対応した見直しを行うとともに、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

　なお、平成２５年生活扶助基準改定に係る最高裁判決への対応については、審査請求や新たな訴訟も見据え、国は、財源の確保はもとより、地方自治体が適切に事務を執行できるよう必要な措置を講じること。

口　次世代を担う「人への投資」

○　学校における働き方改革の更なる加速化や教員の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教員の育成支援等を一体的・総合的に推進すること。

○　教員の処遇改善は、教育現場における「人への投資」であり、教員に優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上を図るため、国として継続的に必要な予算を確保するとともに十分な財政措置を講じること。

○　地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。

○　新たな「定数改善計画」に沿って、教職員定数の改善を着実に実施するとともに、教職員の確保、加配定数の改善等について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

○　公立小中学校施設等について、新増築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。

○　ＧＩＧＡスクール構想で整備された端末等の更新については、ＩＣＴを活用した教育における地域格差を生じさせないよう、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針を踏まえた対応ができるよう所要の財源を確実に確保すること。加えて、高等学校段階における端末の整備・更新や、学習基盤となるプラットフォームなどの整備についても、安定的なスキームを全額国費により構築すること。

○　デジタル・理数系をはじめ、地域産業を支える人材の確保・育成のために必要な環境整備を行うとともに外部専門人材の活用や大学等との連携を推進することなどを通じて、より充実した学習内容を実現するため、高等学校 DX 加速化推進事業の継続・更なる拡大及びその他高校等における教育内容の充実に係る支援の拡大を図ること。

○　いわゆる高校無償化については、国において恒久的な財源を確保すること。また、令和９年度以降の地方負担分について、地方交付税で措置する場合は、別枠として扱い、必要な一般財源総額確保を図るとともに、精緻かつ確実に算定すること。あわせて、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。加えて、高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図ること。

○　「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」について、改革先導拠点に対する教職員の加配を新設するなど、改革に伴う業務増加や多様な教育ニーズに対応できる制度整備を進めること。また、大規模な施設整備や設備更新が想定される中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがあることから、事業期間の延長を検討すること。

○　令和９年度に新たに創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、既存の教育財源を原資とすることなく、国の責任において改革を確実に推進するために必要かつ安定的な財源を確保するとともに、公立高校全体の底上げを可能とするよう、交付金の対象を改革の取組のみに限定せず、「高等学校教育改革実行計画」に位置付けられた取組などを広く認めること。

　また、各地方自治体の学校数や地理的条件などを踏まえた配分を行うとともに、各地方自治体が地域や学校等の実情に応じた取組を推進することができるような柔軟な制度設計を行うこと。

　さらに、高等学校等教育改革促進基金によるパイロット校の取組の充実、成果の普及を図るため、基金事業に伴う継続的な経費や協力校の整備等も対象とすること。

○　学校給食費の抜本的負担軽減（いわゆる給食無償化）の令和９年度以降の財源については、国の責任において安定財源を確実に確保するとともに、地方交付税で措置する場合は、別枠として扱い、必要な一般財源総額を確保すること。

　また、令和９年度の基準額については、地方自治体の予算編成に間に合うよう、令和８年の実態調査の結果を早期に取りまとめるとともに、その結果を反映し、地域の実情に即した適切な額を設定すること。

　さらに、今後の基準額の設定に当たっては、実態調査の結果を翌年度の概算要求に反映できるよう、調査を早期に実施するとともに、物価高騰等の実態を的確に把握・検証した上で、地域の実情に即した適正な額を設定し、早期に明らかにすること。

　併せて、地方における事務負担の軽減や、学校給食の質の向上についても、地方自治体の実情を踏まえ必要な支援を行うとともに、中学校も対象とすることについて検討すること。

○　高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、運営に必要な経常的経費に対する補助制度や特別交付税など地方財政措置の創設による、十分な財政支援措置を講ずること。

○　部活動の地域展開等については、地域の実情を十分に踏まえ、地域連携も選択可能とするとともに、経費負担の在り方や指導者及び受け皿の確保、地域格差などの課題の解決に向けて十分かつ継続的な財政支援を行うこと。

○　高等専門学校は、実践的技術力を備えた人材を育成する５年一貫の高等教育機関であり、地域企業等の即戦力となる人材を輩出するなど、地域課題の解決や地域経済の高度化に資する人材育成の中核となると期待される。このため、各都道府県等において公立の高等専門学校を設置する動きが見られることから、設置促進に向け、国の「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」における高等専門学校の新設等に係る財政支援の拡充を図ること。

○　国において選定された 17 の成長分野に必要不可欠な理系分野の人材供給の約 9 割を東京 23 区外に立地する大学が担っている状況にあることに加え、地方大学は地域のエッセンシャルワーカーを多く輩出していることから、その衰退は、地域産業の競争力や成長力の低下を招くおそれがある。一方で、東京 23 区の大学定員の約７割が文系であり、法の特例を利用し理系転換しているものが少数にとどまること等を踏まえると、仮に規制が撤廃された場合、既存の学部構成を維持したまま東京 23 区内の大学定員が増加する可能性があり、日本全体の人材需給のミスマッチが拡大するおそれがある。加えて、2025 年度には年間８万１千人強もの若者が東京都の大学へ流入超過していること等を踏まえると、日本全体の持続的発展の観点から、東京 23 区の大学定員抑制措置を延長するとともに、地方大学振興を一層充実させること。

□　地方自治・民主主義の確立に向けた取組

○　若者の声をより国政等に反映できるよう、若者の意見をより丁寧に聴取できる機会や手法を構築すること。また、被選挙権年齢の引下げも含めた若者の政治参加促進に係る議論を加速すること。

○　主権者教育について、学生や生徒だけでなく、これまで主権者教育を学ぶ機会がなかった社会人等を含めたメディアリテラシーの向上に国の責務において取り組むこと。

○　国民の地方選挙に対する関心を高める観点から、統一地方選挙の再統一又は一定の時期への集約等について検討すること。また、国民の実質的な投票権、参政権を確保するため、選挙の準備期間を考慮した日程とするなど選挙の管理執行のあり方についても検討すること。

○　参議院合同選挙区（いわゆる合区選挙区）では、歴史的、政治的、社会的な意義と実態を有する行政単位である都道府県ごとに集約された意見を国政に反映させることが困難となることから、早期の合区解消に取り組むこと。

○　インターネット選挙運動においては、候補者等に対する誹謗中傷や偽誤情報の拡散、アテンションエコノミーによる収益化やAI生成動画の利用など新しい課題が生じている。今回の公職選挙法等改正の施行状況等を踏まえ、SNS等を利用した選挙運動の適正化に向け、選挙と表現の自由も勘案しながら更に必要な対策の検討を精力的に進めること。

□　地方分権改革の着実な推進

○　人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、国と地方は対等・協力の関係であるとの前提のもと、地方と協議しながら、現場の実情・課題を踏まえた国と地方の役割分担と関係性の抜本的な見直し、地方への事務・権限の更なる移譲、自治立法権の拡充・強化、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革を着実に推進すること。

○　地方自治体ごとに規模や地域の実情が異なることに配慮し、義務付け・枠付けを避け、地方の裁量を十分確保すること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化すること。なお、地方分権改革推進委員会の第３次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化や「チェックのための仕組み」の確立を図ること。

○　過剰・過密な法令等や、補助金等を通じた実質的な義務付け・枠付けを見直すこと。なお、それらを見直す際に財政措置を弱めないこと。

○　「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の趣旨に基づき、地方自治体に計画等の策定を求める法令等は、議員立法も含め、原則として設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについ

ても、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

○　国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

○　「提案募集方式」では、特段の支障がない限り提案の実現を図ること。実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けなどの根本的な見直しを進めるとともに、同様の課題を持つ類似業務の見直しにも繋げること。また、地方自治体等からのデジタル化に関する提案については、その実現のための財源を確実に措置すること。

○　施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させ、とりわけ地方に関する重要事項については、十分な時間的余裕をもって丁寧に協議すること。また、「国と地方の協議の場」については、十分な議論ができる時間を確保するなど、更なる充実を図ること。加えて、国と地方の役割分担と関係性について検討・改善するための協議体を、地方参加のもとで設置するなど、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するための仕組みを検討するとともに、地方に大きな事務負担及び費用負担が生じる分野における国と地方の新たな協議の仕組みについて具体化の上、早急に協議を実施すること。

○　「事前情報提供制度」については、情報提供の時期等について適切な対応を行い、施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。

○　地方自治体への調査・照会については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた見直しを行うこと。

○　行政手続における地方自治体の経由事務については、関係地方自治体への情報共有にも配慮しつつ、自治体事務の負担軽減の観点から見直しを行うこと。

○　「重点支援地方交付金」など地方自治体が地域の実情に合わせて必要な

支援をきめ細かく実施できるよう設けられた交付金について、地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。

○　国の補助金等を財源の一部とする地方自治体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金等の徴収が困難となった場合に、地方自治体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いについては、制度の見直しを行うこと。

○　地方自治法に基づく国の地方自治体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。また、想定外の事態に万全を期すため、補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

○　全国一律の基準で実施する事務であって、国が一括処理した方が効果的なものなど(個人に対する全国一律の給付金に係る事務など)については、事務の性質に応じて、国と地方自治体での共同実施、地方自治体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、地方と協議しながら事務の在り方を見直すこと。

□　多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進

○　議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「議会が地方自治体の重要な意思決定を行う」など地方議会の役割等が明確化された令和５年の地方自治法改正を反映したものとすること。加えて、より効果的な主権者教育を実現するため、現在、中央教育審議会で改訂に向けた審議が行われている学習指導要領に「学校と議会が連携した主権者教育の推進」について明記すること。

○　いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講じること。

○　デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保や、議会のデジタル化に関する支援を講じること。

○　地方議会への多様な人材の参画、議員のなり手不足への対応のため、就業者の９割を会社員等の被用者が占めている状況に鑑み、立候補に伴う休暇制度や、当選後の議員活動に伴う休暇・休職、任期満了後の復職を保障し、企業等による不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うとともに、厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入を実現すること。

○　「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方自治体が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。

○　議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、地方議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。

○　議員のなり手不足対策として小規模議会が議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。

○　議員のなり手不足対策として地方議会等が行う女性議員が活動しやすい環境整備の取組に対する支援を行うとともに、女性の立候補を後押しするための情報提供及び支援制度を構築すること。

□　地方税財源の確保・充実

○　地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方自治体の行政サービスの提供を受けている応益性の観点から課税されているものであり、近年のデジタル技術の進展等を背景とした取引形態や法人形態など社会経済情勢の変化に的確に対応した課税のあり方について、検討を行うこと。

○　電気供給業、ガス供給業などに対する法人事業税の収入金額課税につい

ては、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、すでに課税方式の見直しが行われたところであり、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。

○　経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた上で、制度を構築すること。

○　地方消費税を含む消費税については、その４割近くが地方の貴重な税財源であり、地方における社会保障の安定財源の確保とともに、持続可能な地方税財政基盤を確立していく上で、重要な役割を担っている。一方で、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含めた社会保障財源をしっかりと確保すること。

また、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補塡するとともに、各年度において必要となる地方交付税総額を確実に確保すること。

さらに、減税に伴い影響を受ける農林漁業者や食品事業者、外食事業者等に対し、国の責任において、現場の実情を踏まえた実効性のある支援を確実に実施すること。

○　就業者負担軽減支援金については、一定の目的の下に国家的観点から新たに創設する制度であることから、その本格導入に向けた経過措置（つなぎ）を含め、国が中心となって役割を果たすこととし、その制度設計に当たっては積み残された課題も多いことから、早期に協議のスケジュールを示し、十分な時間的余裕を確保した上で国と地方の間で協議を行い、課題の解決策を的確に示すこと。

特に、支援金の支給に要する費用の負担割合の決定に際しては、制度の全体像を示した上で、引き続き速やかに丁寧な協議を行うとともに、地方が提供する行政サービスや地方自治体の財政運営に支障が生じないよう、必要な財源を確実に措置し、事務費やシステム改修等に要する経費に対する国費措置についても確実に講ずること。

また、事務負担の軽減についても、支給事務を担う市区町村の意見を十分反映した上で、事務負担の最小化を徹底したシンプルかつ効率的な仕組みとなるよう、現場の十分な理解と納得を得ながら進めること。

さらに、支援金制度の実施に関する国と地方の役割分担の在り方については、今回の枠組みに固定化することなく、国の一元的な制度執行を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、本制度の導入後速やかに地方と十分に協議を行い、継続して検討を行うこと。その際、国においては、税情報等の共有や活用等を進めることにより、国自らが直接執行できる体制の構築をできるだけ速やかに検討し、その実現に向けた具体的な道筋を示すこと。

加えて、国においては、支援金制度を円滑に導入するため、制度の意義や目的、対象者、具体的な仕組み等について分かりやすく、十分な周知・広報を行うこと。

○　自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、自動車税が財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有することや、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層増していくと見込まれることを念頭に置く必要がある。

車体課税については、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、地方の意見を十分聴取しつつ、安定的な地方税財源の確実な確保を前提に検討すること。あわせて、環境性能割の廃止に伴う自動車税及び軽自動車税の減収に対しては、代替となる恒久財源を確実かつ早急に確保するとともに、それが実現するまでの間、国の責任において財源措置を講ずること。

また、揮発油税等の当分の間税率の廃止に伴う軽油引取税及び地方揮発油譲与税の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、将来世代への負担にも十分配慮の上、国・地方を通じた安定的な財源を確実かつ早急に確保することとし、安定的な恒久財源確保が完成するまでの間についても、地方の財政運営及びインフラ整備に支障が生じないよう確実に財源措置を講じること。

○　固定資産税は、市町村の基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、令和９年度評価替えに当たっては、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から商業地等に係る負担調整の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。さらに、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、

期限の到来をもって確実に終了すること。

○　個人所得課税の見直しに当たっては、個人住民税が地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すること。

特に、個人住民税の基礎控除等に係る検討に当たっては、地方の意見を踏まえつつ、地方自治体の担う行政サービスに支障を来すことがないよう、地方税財源に十分留意するとともに、これらを考慮せず基礎控除等を政策的に引き上げることは、地方の税財源の重要性に鑑みて行わないこと。

○　地方たばこ税の継続的かつ安定的確保や望まない受動喫煙の防止を図るため、各地方自治体は分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要がある。他方、地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、一般財源である地方たばこ税制度を堅持すること。

○　ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が所在する地方自治体にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

○　令和８年度与党税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。

加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得る。」との方針が示された。

また、骨太方針 2026 では、「都市・地方の財政力格差及び行政サービスの地域間格差が拡大する中、令和８年度与党税制改正大綱に沿って、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組を講ずる。」こととされた。

わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方

の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組を確実に講ずること。

○　ふるさと納税については、ふるさとやお世話になった地方自治体へ感謝や応援の気持ちを伝えるため創設された制度であり、今般、寄附金活用可能額の割合を高める見直しが行われたことを踏まえ、地方自治体において行政サービスの充実や地域振興のためにより一層活用できるよう、区域外に流出するポータルサイト事業者など外部の事業者に支払う手数料等を縮減するための環境整備を図るなど、制度の健全な運用に向けた取組を進めること。